

5 騒音・振動

5 騒音・振動

(1) 騒音・振動の概況

1 騒音

騒音は、聞く人の主観的な判断にもよりますが、「好ましくない音」、「ない方がよい音」を指し、各種公害のなかで最も日常生活に関係の深いものであり、その発生源も近年は多様化しています。

事業所等の騒音については、騒音規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例により規制基準が定められています。

また、一般地域及び道路に面する地域について、用途地域ごとの時間及び基準値が定められているほか、自動車騒音については要請限度（市長が県公安委員会に道路交通法上の措置を執るよう要請する際の限度）が定められています。

2 振動

振動は、騒音と並んで日常生活に関係の深い問題であり、人に心理的、生理的な悪影響を及ぼすとともに、家屋等に対して物理的被害を発生させるおそれもあります。

事業所等の騒音については、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例により規制基準が設定されています。

また、振動の環境基準は特に定められていませんが、道路交通振動については要請限度（市長が道路管理者に振動防止のための舗装、維持又は修繕の措置を要請し、又は道路交通法上の措置を執るよう要請する際の限度）が定められています。

3 低周波音

低周波音とは、概ね 1Hz～100Hz の音のことで、その中でも、人間の耳では特に聞こにくい音（1Hz～20Hz の音）を超低周波音と呼んでいます。低周波音の影響は大きく分けて2種類あり、一つは心身に係る影響（不快感や圧迫感など）で、もう一つは物的影響（窓や戸の揺れ、がたつきなど）です。主な発生原因としては、工場の機械、高速道路高架橋、新幹線トンネル、室外機、ボイラー等があります。

騒音の大きさ	(デシベル)		振動の大きさ
飛行機のエンジン	120	90	容器内の水があふれ出る程度
自動車の警笛	110	80	吊り下げ物が相当揺れる程度
電車が通る時のガードの下	100	70	大勢の人に感ずる程度
騒々しい工場	90	60	静止している人に感ずる程度
地下鉄の車内	80		
電話のベル	70	50	人体に感じない程度
普通の会話	60		
静かな事務所	50		
図書館	40		

5 騒音・振動

(2) 自動車騒音常時監視

騒音規制法第18条に基づき、道路沿道状況の把握調査及び自動車騒音発生強度の把握調査を行い、それらの結果を用いて地域の環境基準達成状況の評価を実施しています。

本市では常時監視5ヵ年計画に基づき、市内評価対象の16路線29区間において自動車騒音を測定し、環境基準の達成状況を把握しています。

※評価区間は、道路交通センサス調査区間を基本的な単位としています。

※29区間とは、評価対象の24区間、住居等の建物がなく評価対象としない5区間の合計を指します。

※住居等の建物が存在しない区間、過年度の測定結果により環境基準達成とみなす区間等では、騒音測定を実施しません。

1 令和5年度自動車騒音常時監視

令和5年度は29区間のうち以下の4区間を評価対象として、自動車騒音測定を実施しました。また、測定結果に基づき、面的評価により住居ごとの騒音暴露量を把握し、道路に面する地域の環境基準の達成状況を把握しました。

- ①南矢名東海大学前停車場線
- ②渋沢停車場線
- ③秦野大井線
- ④秦野清川線

2 環境基準達成状況

過年度の評価結果を含め、評価対象路線の沿道の住居を対象として面的評価を行い、市内全体における環境基準達成状況を確認したところ、全体として昼間・夜間ともに環境基準値以下であった割合は95.9%で、昨年度の95.8%よりも達成割合が若干増加しました。その他の調査結果は、以下のとおりです。

◆ 秦野市内の環境基準達成状況

(単位：戸)

市内対象戸数	昼間・夜間とも環境基準値以下	昼間のみ環境基準値以下	夜間のみ環境基準値以下	昼間・夜間とも環境基準値超過
全体 (11,418 戸)	10,946 戸 (95.9%)	330 戸 (2.9%)	0 戸 (0.0%)	142 戸 (1.2%)
近接空間 (3,822 戸)	3,613 戸 (94.5%)	119 戸 (3.1%)	0 戸 (0.0%)	90 戸 (2.4%)
非近接空間 (7,596 戸)	7,333 戸 (96.5%)	211 戸 (2.8%)	0 戸 (0.0%)	52 戸 (0.7%)

5 騒音・振動

※面的評価の対象は、評価区間の評価範囲（道路端から50mの範囲）内における保全すべき住居等である。

※近接空間とは、評価範囲のうち、2車線以下の車線を有する道路では道路端から15mまでの範囲、2車線を超える車線を有する道路では道路端から20mまでの範囲をいう。

※非近接空間とは、評価範囲のうち、近接空間以外の範囲をいう。

※環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準である。